

福井県報

第 283 号
令和 6 年
1月30日(火)
火曜日発行

告示

目次

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定(二七・地域福祉課)……………一
- 福井県農業経営支援資金利子補給規程の規定による自然災害の指定(二八・園芸振興課)……………二
- 林業種苗法の規定による林業種苗生産事業者講習会の開催(二九・県産材活用課)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(三〇・丹南農林総合事務所)……………二
- 道路の区域の変更(三一～三三・道路保全課)……………三
- 道路の供用の開始(三四～三六・同)……………四

公 告

- 福井県労働委員会の使用者委員および労働者委員の候補者の推薦(労働政策課)……………四
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………七
- 土地改良区の役員の就任(同)……………七

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(七)……………七
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(八)……………八
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(九)……………九

告示

福井県告示第277号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。
 令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請(開設)者	指定年月日
1840240400	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	みなみ調剤薬局	福井県敦賀市金山58-15-1	有限会社 みなみ薬局 代表取締役 南 恵	令和6年1月5日

福井県告示第28号

福井県農業経営支援資金利子補給規程(平成11年福井県告示第613号)第2条第3項第1号の規定に基づき、自然災害を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

指定した自然災害 令和5年12月22日の突風および令和6年能登半島地震

福井県告示第29号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、令和5年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

1 講習会の日時

令和6年2月20日(火)

午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

坂井市丸岡町楽間15

総合グリーンセンター内

ふくい林業研修センター

3 講習会の対象者

林業種苗生産事業を行う者ならびにその生産事業に従事している者および従事しようとする者

4 受講手続

林業種苗法施行細則(昭和46年福井県規則第23号)に定める受講申込書に受講手数料(福井県収入証紙14,000円)を添付し、県農林総合事務所林業部、嶺南振興局林業水産部または二州農林部に令和6年2月9日までに提出すること。

福井県告示第30号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井宮崎土地改良区	令和6年1月15日

福井県告示第31号

一般県道血谷大野線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年1月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	血谷大野線	新	大野市陽明町三丁目12番から	14.8	889.9
			大野市中保27字墓前9番1まで	23.5	
		旧	大野市陽明町三丁目12番から	12.0	1.502.8
			大野市中保9字定成12番3まで	22.8	
			大野市陽明町三丁目12番から 大野市中保9字定成12番3まで	12.0 ～ 22.8	1.502.8

福井県告示第32号

一般国道158号の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般国道	158号	新	福井市仁位町40字山脇4番4から	10.0	159.6
			福井市仁位町40字山脇4番2まで	13.0	
			福井市仁位町40字山脇4番4から	11.8	
		旧	福井市仁位町40字山脇4番2まで	11.9	150.7
			福井市仁位町40字山脇4番4から 福井市仁位町40字山脇4番2まで	11.8 ～ 11.9	150.7

福井県告示第33号

一般県道殿下福井線の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位： メートル)	延長 (単位： メートル)
一般県道	殿下福井線	新	福井市恐神町10字前田2番5から	8.0	300.5
			福井市金屋町4字金屋谷4番3まで	25.3	
		旧	福井市恐神町10字前田2番5から	8.8	166.3
			福井市金屋町4字金屋谷4番3まで	14.7	
			福井市恐神町10字前田2番5から	8.8	166.3

福井市金屋町4字金屋谷4
番3まで

14.7

福井県告示第34号

一般国道158号の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の供用を開始する。道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	158号	福井市仁位町40字山脇42番5から福井市仁位町40字山脇43番2まで	令和6年3月1日

福井県告示第35号

一般県道殿下福井線の下記区間において、迂回路の設置に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	殿下福井線	福井市恐神町4字狐岡9番3から福井市金屋町4字金屋谷5番まで	令和6年2月1日

福井県告示第36号

一般県道甲楽城勝蓮花線の下記区間において、県道付替え工事の竣工に伴い、道路の供

用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年1月30日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	甲楽城勝蓮花線	越前市勝蓮花町32字野之下5番5から越前市勝蓮花町32字野之下5番19まで	令和6年1月31日

公 告

第46期福井県労働委員会の使用者委員および労働者委員の任期が、令和6年5月25日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項および労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり第47期福井県労働委員会の使用者委員および労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

1 推薦団体の資格

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福井県内のみに組織を有する使用者団体であること。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福井県内のみに組織を有し、かつ、法第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に掲げる者でないこと。

3 推薦手続

推薦書（様式第1号）および被推薦者の履歴書（様式第2号）を提出すること。

労働組合にあっては、法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の福井県労働委員会の証明書を添付すること。

なお、この証明書の交付を受けるためには日時を要するので、留意すること。

4 推薦書等の提出期限および提出先

(1) 提出期限

令和6年3月1日

(2) 提出先

福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部労働政策課

様式第1号

(使用者委員候補者の推薦の場合)

推 薦 書

年 月 日

福 井 県 知 事 様

所 在 地
団 体 名
代 表 者 職 氏 名

労働組合法第19条の12第3項および労働組合法施行令第21条第1項の規定による福井県労働委員会の使用者委員の候補者推薦の求めに応じ、次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属する使用者団体の名称および当該団体における地位	所属する会社、事業所および職場の名称ならびに当該会社等における地位	備 考

名田庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	山本喜太夫	おおい町名田庄三重32-50
〃	藤原 義信	〃 名田庄三重44-5
〃	上馬 嘉郎	〃 名田庄三重57-18-1
〃	林 秀樹	〃 名田庄三重28-11
〃	田中 俊弘	〃 名田庄三重32-38
〃	田中 直樹	〃 名田庄三重18-35
〃	林 一也	〃 名田庄三重28-28-1
〃	嶋田 耕成	〃 名田庄三重26-13
〃	早川 宣光	〃 名田庄三重37-1-3
監事	早川 勇治	〃 名田庄三重11-9
〃	田中 通利	〃 名田庄三重19-4

名田庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年1月30日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	岡 政彦	おおい町名田庄下1-7-1
〃	松井 克夫	〃 名田庄三重42-16-1
〃	田中 直樹	〃 名田庄三重18-35
〃	小間 和夫	〃 名田庄三重32-28
〃	林 宗和	〃 名田庄三重28-49
〃	嶋田 宗隆	〃 名田庄三重62-8-2
〃	前田 美弘	〃 名田庄三重11-21
〃	松尾 豊	〃 名田庄中33-23
〃	木村 秀樹	〃 名田庄小倉27-3-7
〃	松尾 薫	〃 名田庄井上19-2
〃	森 和哉	〃 名田庄下21-27-1
〃	植茶 英男	〃 名田庄堂本24-3

監事	嶋田甚一郎	〃 名田庄三重28-43-2
〃	菅原 節夫	〃 名田庄下83-12
〃	藤原 和志	〃 小車田13-3

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年12月19日	稲田朋美永平寺町後援会	小笠原 秀敏	酒井 秀和	吉田郡永平寺町松岡神明1-1-53-2

福井県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年6月8日	福井市医師連盟	笠原 善仁	代表者	笠原 善仁	柏原 謙悟
			会計責任者	大山 伸幸	田中 章善
令和5年12月9日	自由民主党越前町支部	時田 和一良	主たる事務所 の所在地	丹生郡越前町西田中2-606	丹生郡越前町大樟7-19
			代表者	時田 和一良	島田 欽一
			会計責任者	久保 福治	鈴木 文夫
令和5年12月18日	西行茂後援会	野坂 鐵郎	主たる事務所 の所在地	福井市西開発2-118	福井市中央1-6-26
			会計責任者	大西 美紀	田口 春彦
令和5年12月18日	ふくいの大交流時代を拓く会	西行 茂	主たる事務所 の所在地	福井市西開発2-118	福井市中央1-6-26
			会計責任者	大西 美紀	田口 春彦
令和5年12月19日	稲田朋美一乗東郷地区後援会	平本 秀信	主たる事務所 の所在地	福井市深見町52-17	福井市中毘沙門町8-2

		代表者	平本 秀信	渡邊 重紀
令和5年12月19日	酒井ゆきこサポートチーム	酒井 友季子 会計責任者	酒井 友季子	山岸 みづき
令和5年12月22日	自由民主党福井県鯖江市第三支部	山本 建 会計責任者	山本 美咲	五十嵐 正樹

福井県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月30日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項 主たる事務所の所在地	異動内容	
				新	旧
令和5年12月18日	西行 茂	ふくいの大交流時代を拓く会	福井市西開発2-1-18	福井市中央1-6-2	6

令和六年一月三十日発行

発行人

〒910-1858

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県